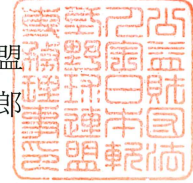


全軟野連発第 211 号
令和 4 年 7 月 11 日

都道府県支部
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟
専務理事 小林三郎



選手の異動（移籍）の取り扱いの解釈について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、7月8日開催の令和4年度第4回理事会にて審議の結果、下記の取り扱いとして承認されましたので、通知致します。下記ならびに別紙をご確認いただき、ご対応をお願い致します。

以上、何卒よろしくお願い致します。

記

■連盟規程第10条（会員の登録）の改訂について

改訂前	改定後
第10条 4 チームは、選手等に異動が生じた時は、支部にその旨届け出なければならぬ。ただし、その年度は他のチームに登録するとはできない。	第10条 4 <u>年度内は選手等の異動を原則禁止とする。ただし、転居及びその他考慮すべき特別な理由を有する場合はこの限りではない。</u>

■適用について

本連盟では、登録チームならびに競技者の活動において影響力が高いものと解釈し、令和4年7月8日より適用することとする。

■添付書類

- ・規程改訂の主旨ならびに考え方について

以上

事務担当者：吉岡大輔 Tel：03-3404-8831